

追浜駅第1自転車等駐車場排煙窓修繕仕様書

1	修繕名称	追浜駅第1自転車等駐車場排煙窓修繕
2	施行場所	追浜駅第1自転車等駐車場(横須賀市追浜町3丁目3番地)
3	修繕物件	追浜駅第1自転車等駐車場 排煙窓
4	修繕内容	別紙特記仕様書のとおり
5	履行期間	契約の日から令和2年3月31日まで
6	特記事項	別紙特記仕様書のとおり
7	契約方法	総価による物件修繕請負契約
8	支払方法	1 部分払い:しない 2 修繕完了後、一括払い
9	施行監理	現場及び技術的事項を監理する責任者をおくこと。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	土木部土木総務課 吉本 TEL 046-822-8236

<指示又は希望事項>

グリーン購入	仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で請負代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)
--------	---

追浜駅第1自転車等駐車場排煙窓修繕 特記仕様書

1 修繕概要

追浜駅第1自転車等駐車場の排煙窓のワイヤー等の部品交換による修繕を行う。

2 機器規格及び個数

No.	名称	寸法 (mm)		数量
		幅	高さ	
1	ランマ排煙窓単窓 手動式	1,700	800	14
2	ランマ排煙窓単窓 手動式	1,700	350	2
3	排煙窓単窓 手動式	1,700	600	28
4	ランマ排煙窓2連窓 手動式	2,300	750	4
5	ランマ排煙窓2連窓 手動式	2,300	350	2

3 作業手順

①調査・確認

既存設備の現在の状態を調査・確認後、作業計画書を作成し、手順等の確認を行う。

なお、作業計画上、施設側に影響のある場合（騒音・震動等）は、市監督員と協議を行う。

②準備

作業場所において、交換等作業を行う際、周囲に支障がないよう囲い等を設置すること。

③部品交換

既存設備の取り外し、撤去を行う。取り外した各部品及び廃材は、分別の上、適正な処理及び処分を行うこと。

また、新規設備の取り付けを行う際は、取り外した各部品と取り付けする部品を比較し、取り付けに問題のないことを確認の上、交換作業を行うこと。

④試験・調整

新規設備取り付け後、正常に使用、動作することを確認すること。

⑤完了

囲い等を撤去し、清掃後、市監督員の確認を受けること。

4 作業日時

作業日時については、市監督員及び施設管理者と協議の上、決定すること。

なお、作業可能時間は原則として、月曜日から土曜日の9時から18時までとする。

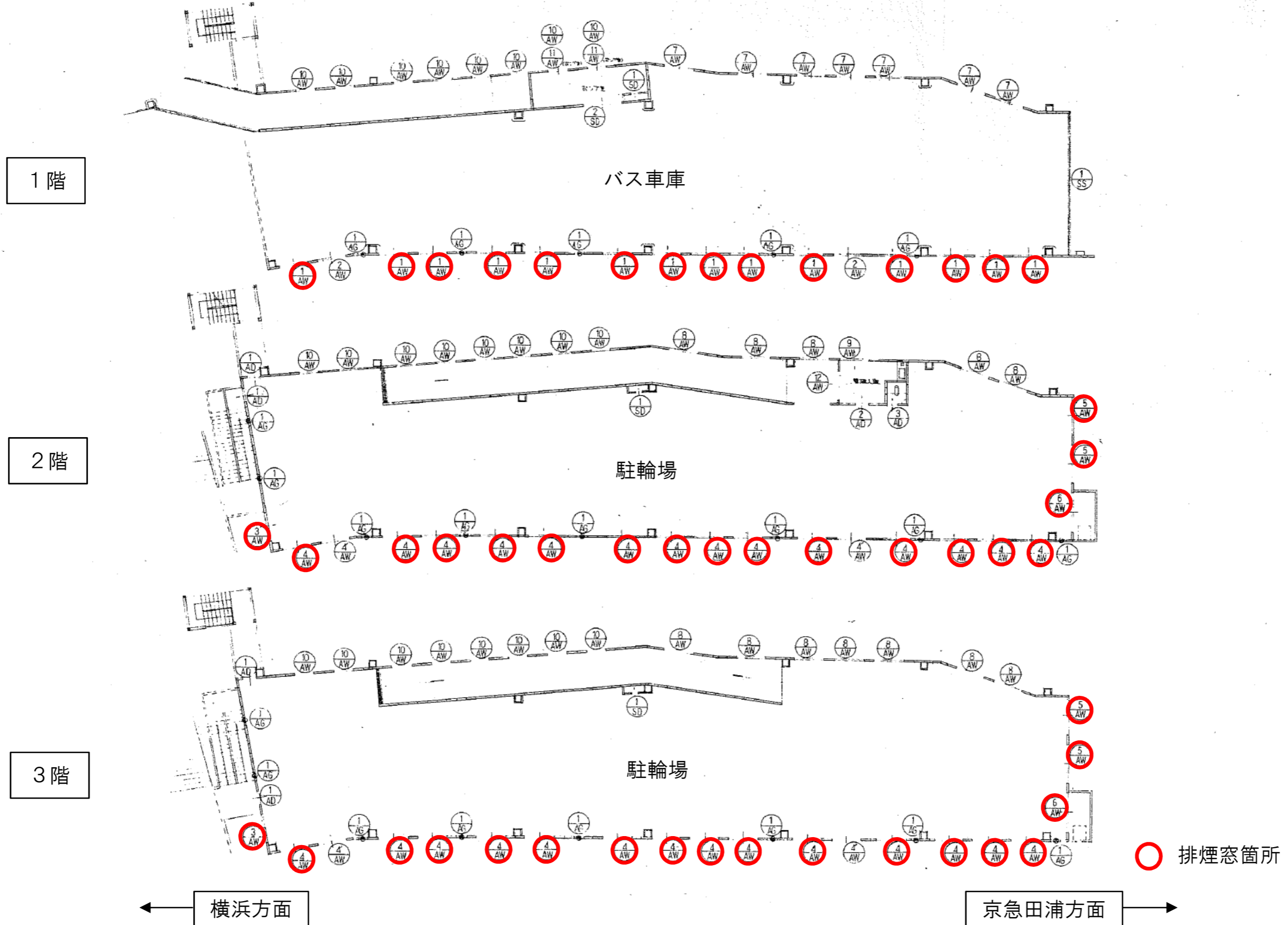
5 作業計画と作業記録の報告

- ①作業前に作業計画書を提出し、市監督員の承諾を得ること。
- ②作業前の状況確認を行い、写真記録を撮ること。
- ③作業中及び完了の写真記録を撮ること。
- ④作業終了後、作業前確認記録及び作業後確認記録について、業務完了届とともに写真を添えて提出すること。また、完成図、故障連絡先、保証書等も併せて提出すること。

6 注意事項

- ①市監督員及び施設管理者と作業前協議を十分に行うこと。
- ②作業にあたっては、十分な安全計画を立て施行すること。また、作業中に発生した事故については、発注者の重大な過失がない限り、発注者はその責めを負わないものとする。
- ③作業当日の乗り入れ作業車は最低限とし、駐車場所は請負者側が確保するものとする。なお、追浜駅前のバスロータリーは駐車不可とする。
- ④作業中は、その周辺の駐輪を不可とする必要があるため、1日あたり8窓程度の作業とすること。
- ⑤1階の排煙窓について、高所にあるため足場が必要な場合がある。
- ⑥見積書を作成する際、現場を見る必要がある場合は、利用者の迷惑にならないよう十分に配慮して行うものとする。
- ⑦作業により発生した廃棄物や梱包材等は請負者の責任により適正な処分を行うこと。
- ⑧この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに別途協議するものとする。

追浜駅第1自転車等駐車場排煙窓修繕箇所



追浜駅第1自転車等駐車場排煙窓写真

